

2023年 税申告特集 開成町申告相談会を実施します(完全予約制)

税務課 ☎84-0313

税の申告相談会日程 予約を取らずに申告相談はできません。

- 【相談日】2月16日(木)～2月28日(火) (土、日、祝日除く)
【相談時間】9時～16時30分 (12時～13時を除く 最終受付時間16時)
【場所】役場1階 町民プラザ特設会場
○新型コロナウイルス感染拡大防止につき、アクリル板や消毒用アルコールの設置、検温の実施をします。
○マスクの着用と手指消毒にご理解ご協力くださるようお願いいたします。
○当日体調の悪い場合はご遠慮ください。

※相談を受けるためには、下記方法での予約が必須です。窓口及び電話での予約はできません。※

※1月1日に町内に住民登録がある方の申告相談に限り受付します。※

※書類がすべて整っていれば、おひとり様約15分で申告が完了する目安です。※

マスクと書類を忘れないでね



予約方法 受付期間は1月20日(金)～1月31日(火)

(受付時間: 1月20日8時30分
～1月31日17時)

インターネット予約

- 1 <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp> (町ホームページ) か二次元コードから予約フォームへ
- 2 予約フォームで必要事項を入力し送信
- 3 相談日に受付メールをスマホ等で提示か、メールのプリントを提示

インターネット予約の注意点

キャンセル・日程変更はシステムから入力してください。
前日からは、キャンセルを直接電話で受付けます。

予約はこちら→



往復はがき予約

1月31日までに必着。

相談日を指定することはできません。

- 1 往復はがきに①住所②氏名(フリガナ)③電話番号④生年月日⑤都合の悪い日2日間を記入し〒258-8502 開成町延沢773番地 開成町税務課へ郵送 ※返信部は記入不要です
- 2 2月6日(月)以降に届く返信はがきで予約日時を確認
- 3 相談日に返信はがきを提示

往復はがき予約の注意点

- ・定員を超えた場合は抽選となります。予約が取れない場合も返信はがきで通知します。
- ・日時指定や日程変更はできません、キャンセルは直接電話で受付けます。
- ・1枠(30分)につき1枚のはがきでお申込みください。

確定申告の注意点 詳細は 小田原税務署 ☎35-4511

確定申告が必要な人

・給与所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)給与の年収が2,000万円超
- (2)副業の給与の収入の合計が20万円超(例外あり)
- (3)給与以外の所得の合計が20万円超
- (4)年末調整をしていない

・年金所得者で申告が必要な人(一例)

- (1)公的年金収入の合計が400万円超
 - (2)公的年金以外の所得の合計が20万円超
 - (3)源泉徴収対象外の公的年金がある(国外年金など)
- ※上記以外にも、所得税の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

注意: 寄付金控除のワンストップ特例は、確定申告すると無効になります。必ず寄付金を一緒に申告してください。

町の相談会で申告できないもの

・給与、年金、配当(総合)、一時以外の所得の申告

- 例 営業・農業・不動産所得の申告(青色申告等)
配当の分離申告、株式・土地建物の譲渡所得
純損失の繰越や配当・株式譲渡の損失の繰越
動産の譲渡所得、利子所得

・初年度の住宅借入金等特別控除に関する申告

・源泉徴収票のない給与所得の申告

・令和4年分以外の申告

・その他内容が複雑なものや所得税でないもの

- 例 死亡者の準確定申告
雑損控除や仮想通貨の申告
相続税・消費税の申告など

住民税の申告が必要な人 収入がない方でも申告が必要な場合があります。

- 誰の扶養にも入っていない方
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 所得証明や非課税証明書の発行が必要な方
- ※その他、年金免除や児童手当や保育料等の算定上申告が必要な場合があります。

詳しくはこちら

～住民税の申告は郵送でも提出できます～

町ホームページより「住民税申告書」をダウンロードし必要事項を記入・書類添付してご郵送ください。オンライン申告も実施しておりますのでぜひご利用ください。控えが必要な場合は、返信用封筒を送付するか4月以降に役場に取得に来てくださるようお願いいたします。

送付先 〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773番地 開成町税務課 課税班 宛



申告に必要なもの

所得を証明するもの	控除を証明するもの	その他
<input type="checkbox"/> 給与や年金等にかかる源泉徴収票や支払調書（原本）など	<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書 （国保・後期・介護保険料などの納付済額証明書（※）、国民年金保険料の支払い証明書） （※）口座振替や納付書で納めている方には1月下旬に町から発送します。公的年金から天引きされている方は、「公的年金等の源泉徴収票」に納付額が記載されています。 <input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料などの控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書や医療費通知 <input type="checkbox"/> 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳 <input type="checkbox"/> 寄附金控除がある場合は、寄附金額がわかる書類 <input type="checkbox"/> そのほか控除の申告に必要な証明書など	<input type="checkbox"/> 個人番号がわかるもの（写真付きの個人番号カードの場合、免許証等身元確認書類は不要） <input type="checkbox"/> 運転免許証などの身元確認書類 <input type="checkbox"/> 扶養親族などの個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 還付がある方は本人名義の通帳など <input type="checkbox"/> 税務署からの「お知らせハガキ」など
医療費控除の申告	申告対象期間	その他
医療費控除の明細書 事前に作成を！！	令和4年1月1日～令和4年12月31日 明細書の添付がないと、控除が受けられません。	用紙は町HPよりダウンロードできます。

医療費通知の発送

- 国民健康保険（総合窓口課：☎84-0324）
【1回目】1月末頃[前年1月～10月分] 【2回目】3月上旬頃 [前年11月～12月分]
- 後期高齢者医療保険（後期高齢者医療広域連合：☎0570-001120）
【1回目】2月10日頃 [前年1月～11月分] 【2回目】3月10日頃 [前年12月分]

ダウンロードはこちら



確定申告書の提出について 完成済みのものに限ります。

- 仮收受期間 2月16日（木）～3月14日（火）8時30分～17時15分（土、日、祝日除く）
- 收受場所 役場1階 町民プラザ特設会場（受付のみ可能です。）

ただし3月1日（水）～3月14日（火）までは正面総合窓口にて收受します。

※令和5年3月15日（水）以降の提出は、税務署にご確認ください。

申告用紙は、できるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください

申告用紙は小田原税務署にて配布します（1月20日（金）から役場でも配布する予定です）が、数に限りがありますのでできるだけ国税庁ホームページからダウンロードしてください。

小田原税務署からのお知らせ

～感染防止のため、できるだけご自宅からの e-Tax をご利用ください～

【問合せ先】小田原税務署 〒250-8511 小田原市荻窪440番地

【電話番号】0465-35-4511(代表)

開設日程	会場	時間
2月1日(水)～3月15日(水) ※土、日及び祝日を除きます。(注) ※還付申告をされる方は2月1日の前でも相談を受け付けております。	小田原 税務署 3階	【受付】8時30分～16時まで ※混雑状況により受付を早めに締め切ることがあります。 【相談】9時～17時まで

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

○ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票等申告相談に必要な書類及び、マイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。

○令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」(当日限り)を配付します。

○入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。→



事前発行(友だち追加)はこちらから

是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

○申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンによる申告を推奨しています。

○3月中は、会場が大変混雑するため、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中のご来場をお勧めします。

○敷地内の駐車場には制限がありますので、公共交通機関をご利用ください。

三税申告相談 ～税理士による無料申告相談～

開催日	場所	【相談】9時30分～16時(12時～13時除く) 【受付】15時まで ※相談可能人数に達した場合受付を早く締め切る場合があります。 ※12時～13時の間は指導員の昼休み時間とさせていただきます。お問い合わせは、050-3196-3904へお願いします。 (受付時間10時～16時 12時～13時を除く) ※小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(譲渡所得、住宅借入金等特別控除初年度適用を除く)を作成して提出できます。(完成書類の提出のみの方は小田原税務署に直接か郵送で提出してください。)
1月31日(火)	箱根町役場(本庁舎4階会議室)	
2月2日(木) 2月3日(金)	小田原市川東タウンセンターマロニエ (3階マロニエホール)	
2月6日(月)	中井町役場(3階大会議室)	
2月7日(火)	大井町生涯学習センター(2階会議室) 【大井町・開成町・松田町合同開催】	
2月8日(水) 2月9日(木)	南足柄市役所 (5階大会議室及び501号室)	
2月10日(金)	山北町立生涯学習センター (2階会議室)	
2月13日(月)	湯河原町役場(3階会議室)	事前申込みサイト→
2月16日(木) 2月17日(金) 2月20日(月)	真鶴町民センター (1階機能回復訓練室)	【相談】9時～11時 13時～16時 ※会場の都合により小規模開催となります。

青色申告会の会場の利用方法が変わります

【問合せ先】(公社)小田原青色申告会 〒250-0012 小田原市本町2-3-24

【電話番号】24-2611(代表)

【期間】2月1日(水)～3月15日(水) ※期間中の土曜日、祝日は休館

【会場】青色会館3階大ホール

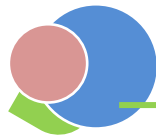
【申込み】専用サイトからの来場時間帯の事前申込が必須。詳細は本会HPをご覧ください。
(<https://www.aioiro-odawara.com/>)

【開催時間】9時～最終16時

【注意事項】年金、給与所得のみの未会員の方は1名につき2,000円の会場利用料が必要となります。



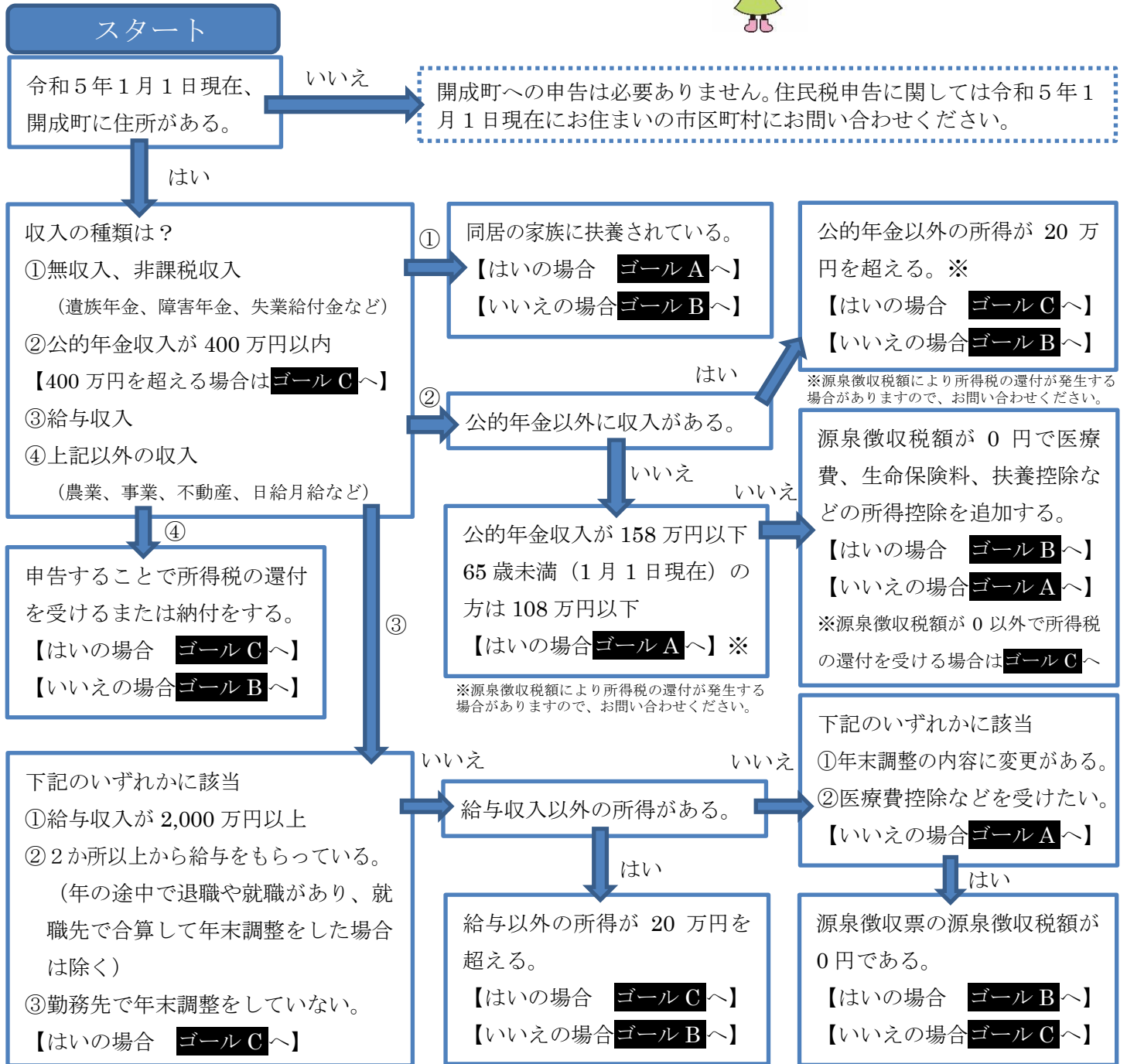
↑
青色申告会 HP



申告フローチャート



確認してみよう



(注) 一般的な例です。所得税の還付を受ける場合は、この表にかかわらず確定申告が必要です。窓口でお問い合わせください。

ゴールA

原則、所得申告の必要はありません。

※所得証明書が必要な場合や各種手続きで非課税判定が必要な場合はBを参照してください。

ゴールB

住民税(町民税・県民税)の申告が必要です(町へ申告)。

国民健康保険税、介護保険料、児童手当などの基礎資料となるものです。必ず申告してください。

注1) 源泉徴収税額により所得税の還付が発生する場合は所得税の確定申告が必要です。

ゴールC

所得税の申告が必要です(税務署、町など)。

※町の申告会場ではお受けできない内容もありますのでご確認ください。

申告書の提出期限は令和5年3月15日(水)です